

東近江行政組合職員任用規則

(平成4年10月21日)
(滋賀中部地域行政事務組合規則第9号)

改正 平成10年3月31日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 この規則において任命権者とは、法第6条第1項の規定に基づいて任命権を有する者及び同条第2項の規定により任命権の一部を委任された者をいう。

(用語の定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 採用 現に職員（法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）でない者を職員に任命することをいう。
- (2) 昇任 職員を現に有する職より上位の職に任命することをいう。
- (3) 降任 職員を現に有する職より下位の職に任命することをいう。
- (4) 転任 職員を昇任及び降任以外の方法で他の職に任命することをいう。

(採用及び昇任の方法)

第4条 職員の採用及び昇任は、競争試験（以下「試験」という。）又は選考によらなければならない。

(試験機関)

第5条 任命権者は、試験又は選考の実施に当たって必要に応じ、試験機関を設置することができる。

(採用に係る試験)

第6条 任命権者は、採用に係る試験又は選考の実施について、東近江行政組合管理者の設置する試験機関で行うものとする。

(試験の方法)

第7条 試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とし、次の各号に掲げる方法のうち2以上を併せて行う。

- (1) 筆記試験
 - (2) 口述試験
 - (3) 勤務評定
 - (4) 経歴評定
 - (5) 身体検査
 - (6) 体力検査
 - (7) その他職務遂行能力を客観的に判定できる方法
- (採用試験の告知)

第8条 採用試験の告知は、公告によらなければならない。

(受験資格)

第9条 受験資格は、試験の対象となる職の区分に応じ、任命権者がその都度定める。

(選考の方法)

第10条 選考は、選考の基準に基づいて選考される者の職務遂行の能力を有するかどうかを判定するものとし、必要に応じて筆記試験、口述試験、経歴評定その他の方法を用いることができる。

(選考の基準)

第11条 採用及び昇任についての選考基準は、吏員その他の職員の区分及び組織上の地位に応じ、任命権者が別に定める。

(選考による採用及び昇任)

第12条 職員の採用及び昇任で任命権者が別に定めるものについては、選考によることができる。

(特別昇任)

第13条 任命権者は、前各条の規定にかかわらず、必要があるときは職員を特に昇任させることができる。

(条件付採用期間)

第14条 条件付採用の期間は、採用の日から起算して6月間とする。

2 前項の期間満了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その採用は期間満了の翌日から正式採用となる。

(条件付採用期間の延長)

第15条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90

日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付使用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合は、この限りでない。

(臨時的任用)

第16条 法第22条第5項の規定に基づき現に職員でない者を臨時的に任用する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間、その職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- (3) その他任命権者が特に必要と認める場合

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。